

那覇空港国際線旅客取扱施設利用料に関する約款

(目的)

第1条 那覇空港ビルディング株式会社（以下「会社」という。）が管理する那覇空港国際線旅客ターミナルビル（以下「那覇空港国際線」という。）では、旅客サービス施設（ターミナルビルの旅客待合室、固定橋、保安検査場、出発及び到着コンコース等をいう。以下同じ。）の提供に要する経費に充てるため、旅客取扱施設利用料（以下「料金」という。）を頂いております。この約款は、この料金の支払い等について必要な事項を定めることを目的とします。

(料金)

第2条 那覇空港国際線から出発されるお客様（以下「旅客」という。）のうち航空券の発券を受けた旅客には、航空運送事業者等（以下「航空会社等」という。）を通じて航空券が発券される際に航空運賃に上乘せする方法によりお支払頂きます。航空券の発券を受けない旅客（自家用航空機等を利用する旅客を含む。）及び何らかの理由により航空券の発券の際に料金をお支払い頂いていない旅客には、別途航空会社等を通じて、別異の方法により、料金をお支払頂きます。

2 料金の額は次に掲げる通りとします。下記料金の額の適用に際しては、12歳以上の者を大人、2歳以上12歳未満の者を小人とします。ただし、2歳以上12歳未満であっても大人用航空券を使用する者は大人とみなします。また2歳未満の旅客に対して料金は課されません。ただし2歳未満で小人用航空券を使用する場合は、小人とみなします。

(1) 料金（消費税及び地方消費税を含む。）

① 出国旅客（那覇空港国際線の出国検査を受け出発する旅客。以下同じ。）

大人1人あたり 1,000円（税込）

小人1人あたり 500円（税込）

(免除)

第3条 航空会社等が別紙に掲げる条件に適合する旅客について会社に申し出た場合、会社は前条の規定にかかわらず当該旅客の料金を免除します。

(払い戻し)

第4条 料金を支払った旅客が、那覇空港国際線からの出発を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合の料金の払い戻しは、旅客が使用する予定であった航空券の払い戻し等の手続き時に航空会社等が払い戻す方法その他の方法によるものとします。

(約款の変更)

第5条 会社は、事前の告知なく、この約款に定める事項等を変更することがあります。

かかる変更後に那覇空港国際線を利用する旅客は、変更後の約款に承諾したものとみなし、変更後の約款を適用します。

附則

1 この約款は、平成26年2月17日から施行します。

2 第2条に定める旅客取扱施設利用料は、平成26年2月17日以降国際線で出国するお客様のうち、平成25年12月17日以降に発券された航空券を使用されるお客様からお支払い頂きます。

(別紙)

次に掲げる旅客については、料金を免除します。

- (1) 閣議等により国公賓及び国公賓に準じて取り扱うことになった外国の賓客（以下「国公賓」という。）
- (2) 国公賓等の同行者で、代理通関及び機側通関を認められた旅客
- (3) 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）により退去強制を受けた旅客のうち国費で本邦から本邦外の地域に送還されるもの
- (4) 法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空会社等から提出されたもの
- (5) やむをえない事情のため、那覇空港国際線に不時着した航空機、または代替空港として那覇空港国際線に着陸した航空機の旅客
- (6) 航空交通管制その他行政上の必要から那覇空港国際線に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (7) 那覇空港国際線からの離陸後、やむをえない事情のため他の空港に着陸することなしに那覇空港国際線に着陸した航空機の旅客
- (8) 那覇空港国際線において、機体もしくは機器等の故障、急病人の発生、ハイジャック、悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から出発が翌日以降になった航空機の旅客のうちすでに料金を支払ったもの
- (9) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客